

令和5年第2回定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

1 議案第6号 三重県文化振興条例案 1

令和5年9月22日
環境生活部

1 議案第6号 三重県文化振興条例案

1 制定理由

県では、平成26年11月に「新しいみえの文化振興方針」を策定し、文化・芸術や生涯学習の振興を図るため、市町や文化団体など多様な主体と連携を図りながら文化振興施策を推進してきました。

この間、人口減少や少子高齢化の進行、コロナ禍による文化活動の停滞など、文化を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

こうした社会環境の変化を踏まえ、三重の特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定します。

2 条例の概要

(1) 前文要旨

- ・文化は、創造性を育み、表現力を高めるとともに、多様性を受け入れることのできる心豊かで平和な社会を形成する礎となるものである。
- ・世代を超えて引き継がれてきた三重の文化は、県民が拠って立つアイデンティティそのものである。
- ・私たちは、今改めて三重の多様で特色ある文化を見つめ直し、誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくりに取り組みながら、文化の継承、発展、そして新たな文化の創造につなげていかなければならない。
- ・県民一人ひとりが自主性や創造性を発揮し、生きがいと心の豊かさを実感できる、活力ある三重の実現を目指し、この条例を制定する。

(2) 目的（第1条）

この条例は、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下「文化の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として規定します。

(3) 基本理念（第2条）

以下の9つの基本理念を規定します。

- ① 文化活動を行う者の自主性の尊重（第1項）
- ② 文化活動を行う者の創造性の尊重等（第2項）
- ③ 誰もが文化を鑑賞、参加、創造できる環境の整備（第3項）
- ④ 郷土に対する誇りと愛着の醸成（第4項）

- ⑤ 三重の多様で特色ある文化の保護と発展（第5項）
- ⑥ 三重の文化の国内外への発信と交流（第6項）
- ⑦ 子どもたちへの文化に関する教育の重要性と地域等との連携（第7項）
- ⑧ 県民の意見の反映（第8項）
- ⑨ 観光、まちづくり、国際交流等の各分野における施策との有機的な連携（第9項）

（4）県の責務（第3条）

県は、基本理念にのっとり、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することを規定します。

（5）県民、文化団体等、教育機関、事業者の役割（第4～7条）

県民、文化団体等、教育機関、事業者は、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定します。

（6）市町等との連携（第8条）

県は、文化の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町との連携を図るとともに、文化団体等、教育機関、事業者等との連携に努めることを規定します。

（7）基本計画等（第9～11条）

県は、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、文化の振興等に関する基本的な計画を策定することを規定します。

また、施策の推進のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、必要な体制を整備することについて規定します。

（8）文化の振興等に関する基本的施策

① 文化の振興（第12～14条）

「芸術の振興」、「芸能の振興」、「生活文化の振興及び国民娯楽の普及」について、必要な施策を講ずることを規定します。

② 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり（第15～20条）

「県民の文化に対する関心及び理解の醸成」、「県民の鑑賞等の機会の充実」、「高齢者、障がい者等の文化活動の充実」、「子どもたちの文化活動の充実」、「文化活動への支援」、「文化施設の充実」について、必要な施策を講ずることを規定します。

③ 文化を育み、継承する人材の育成（第 21～22 条）

「文化の担い手の育成及び確保」、「顕彰」について、必要な施策を講ずることを規定します。

④ 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承（第 23～25 条）

「文化財等の保存、活用及び継承」、「伝統芸能等の継承及び発展」、「伝統工芸の継承及び発展」について、必要な施策を講ずることを規定します。

⑤ 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信（第 26～29 条）

「文化を生かした地域の活性化」、「文化と観光等との連携」、「歴史及び伝統文化を生かした郷土愛の醸成」、「三重の文化の魅力の発信と交流の推進」について、必要な施策を講ずることを規定します。

（9）三重県文化審議会（第 30～36 条）

文化の振興等に関する基本計画の策定及び変更、文化振興等に関する重要事項を調査、審議するため、三重県文化審議会の設置等について規定します。

なお、本条例の制定に伴い、現行の三重県文化審議会条例(三重県条例第 33 号)は廃止し、審議会の設置根拠を本条例に規定します。

3 施行日

公布の日から施行

4 今後の主な取組

条例の目的や基本理念の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県文化振興計画(仮称)」の策定に取り組みます。

三重県文化振興条例案 概要

三重県文化振興条例案 構成

前文

第1章 総則

第2章 文化の振興等に関する基本的施策

第1節 文化の振興

第2節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり

第3節 文化を育み、継承する人材の育成

第4節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承

第5節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信

第3章 三重県文化審議会

第1章 総則

目的 (第1条)	一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする
基本理念 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> • 文化活動を行う者の自主性の尊重 (第1項) • 文化活動を行う者の創造性の尊重等 (第2項) • 誰もが文化を鑑賞、参加、創造できる環境の整備 (第3項) • 郷土に対する誇りと愛着の醸成 (第4項) • 三重の多様で特色ある文化の保護と発展 (第5項) • 三重の文化の国内外への発信と交流 (第6項) • 子どもたちへの文化に関する教育の重要性と地域等との連携 (第7項) • 県民の意見の反映 (第8項) • 観光、まちづくり、国際交流等の各分野における施策との有機的な連携 (第9項)
県の責務 (第3条)	県は、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する
県民の役割 (第4条) 文化団体等の役割 (第5条) 教育機関の役割 (第6条) 事業者の役割 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> • 県民は、文化についての関心と理解を深め、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める • 文化団体等は、文化活動の充実を図り、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める • 教育機関は、子どもたちをはじめとする県民の文化にふれ親しむ機会の創出に努める (第1項) また、高等教育機関等は、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める (第2項) • 事業者は、文化についての関心と理解を深め、文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努める

第1章 総則(続き)

市町等との連携 (第8条)	市町との連携 (第1項)、文化団体等、教育機関、事業者その他の関係者との連携 (第2項) について規定
基本計画等 (第9～11条)	基本計画、財政上の措置、推進体制の整備について規定

第2章 文化の振興等に関する基本的施策

第1節 文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> • 芸術の振興 (第12条) • 芸能の振興 (第13条) • 生活文化の振興及び国民娯楽の普及 (第14条)
第2節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 県民の文化に対する関心及び理解の醸成 (第15条) • 県民の鑑賞等の機会の充実 (第16条) • 高齢者、障がい者等の文化活動の充実 (第17条) • 子どもたちの文化活動の充実 (第18条) • 文化活動への支援 (第19条) • 文化施設の充実 (第20条)
第3節 文化を育み、継承する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> • 文化の担い手の育成及び確保 (第21条) • 顕彰 (第22条)
第4節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承	<ul style="list-style-type: none"> • 文化財等の保存、活用及び継承 (第23条) • 伝統芸能等の継承及び発展 (第24条) • 伝統工芸の継承及び発展 (第25条)
第5節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信	<ul style="list-style-type: none"> • 文化を生かした地域の活性化 (第26条) • 文化と観光等との連携 (第27条) • 歴史及び伝統文化を生かした郷土愛の醸成 (第28条) • 三重の文化の魅力の発信と交流の推進 (第29条)

第3章 三重県文化審議会

三重県文化審議会 (第30～36条)	三重県文化審議会の設置、所掌事項、委員、専門委員、会長等、会議、委任について規定
--------------------	--